

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和2年(2020年)3月24日(火)午後7時00分～午後7時48分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
- 2 番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
- 3 番委員 吉 田 眞 理
- 4 番委員 森 本 浩 司
- 5 番委員 益 田 麻衣子

3 説明員等氏名

理事・教育部長	内 田 里 美
文化部長	安 藤 圭 太
教育部副部長	友 部 誠 人
文化部副部長	遠 藤 佳 子
文化部副部長	石 川 幸 彦
文化部管理監	大 島 慎 一
教育総務課長	飯 田 義 一
学校安全課長	鈴 木 一 彰
教育指導課長	石 井 美佐子
生涯学習課長	樋 口 肇
文化財課長	高 橋 万 明
学校安全課副課長	中津川 博 之

(事務局)

教育総務課副課長	府 川 雅 彦
教育総務課主任	小 林 綾 野

4 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (教育部・文化部)
- (2) 史跡小田原城跡住吉橋の被害状況について (文化財課)

5 議事日程

- 日程第1 議案第13号 小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)
- 日程第2 議案第14号 小田原市社会教育指導員規則を廃止する規則について (生涯学習課)
- 日程第3 議案第19号 社会教育主事の任命について (教育総務課)
- 日程第4 報告第2号 事務の臨時代理の報告(令和2年3月補正予算(追加議案))について (学校安全課)

日程第 5 議案第 15 号 小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について
(教育総務課)

日程第 6 議案第 16 号 小田原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
(教育総務課)

日程第 7 議案第 17 号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
(教育総務課)

日程第 8 議案第 18 号 小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について
(教育総務課)

6 その他

令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について (教育総務課)

7 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は 5 人で定足数に達しております。

(2) 2 月定例会会議録の承認

(3) 会議録署名委員の決定…和田委員、森本委員に決定

栢沼教育長…ここで、本日の日程についてお諮りいたします。本日の日程に、議案第 19 号「社会教育主事の任命について」を追加したいと思います。これに御異議はございませんか。

(異議なし)

栢沼教育長…御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

(4) 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

(教育部・文化部)

教育部副部長…それでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について、私からは教育部所管の市立小・中学校及び幼稚園の関係について御報告します。

資料 1 を御覧ください。

これまでも、教育委員の皆様には、随時情報提供してまいりましたが、今日までの状況を整理しました。

はじめに、1 の「2 月 28 日時点の状況」ですが、2 月 27 日の政府の要請を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、3 月 2 日から 3 月 25 日まで臨時休業を決定し、これに伴い学校の諸活動の取扱いについても決定いたしました。

主なものとしては (2) のとおり、卒業式・卒園式を 3 月 25 日に延期し、卒業式の出席者は卒業生と教職員のみとすること、部活動は当面実施しないこと、通知表は 2 月 28 日までの状況で評価することなどで、その他の措置として、(3) のとおり平日昼間の子供の居場所として、全ての放課後児童クラブを臨時休業中

は土曜日・長期休業中の日課で実施することといたしました。

なお、児童クラブには臨時休業に伴い、計 59 人の新規申込みがありました。

次に、2 の「3 月 4 日時点の状況」ですが、保護者等から、主に卒業式への出席者の範囲について多くの御意見が寄せられたため、先の 2 月 28 日付け通知には十分記載していなかった臨時休業等の措置に関する理由を、「教育長緊急メッセージ」として市ホームページに「まごころ通信」の臨時号という形で掲載いたしました。

このメッセージでは、「子供の命を守ることが最優先」であり、「感染拡大の防止に、この 1・2 週間が極めて重要な時期」であるとされたこと、大人が卒業式に出席することで会場内の集団規模が拡大し、児童生徒の感染リスクが増すため、卒業生と教職員だけで実施することとしたことなどを説明いたしました。

次に、3 の「3 月 17 日時点の状況」ですが、学校や保護者からの意見の集約、県内市町村の対応状況、近隣市町での感染症の発生状況、小田原市学校保健会会長からの意見聴取などを踏まえて、2 月 28 日付け通知の内容の一部変更・追加を決定し、保護者あてのお知らせをホームページに掲出いたしました。

一部変更・追加の理由ですが、3 月 9 日に国の専門家会議が「一定程度持ちこたえている」との見解を出したこと、近隣市町での感染者の発生が小田原保健福祉事務所管内で 1 件にとどまっており、その後に感染者が出ていないこと、近距離での接触防止策や手指消毒の徹底などで感染リスクを低減できると考えたことなどです。

変更した点は、卒業式に保護者が卒業生 1 人につき 1 人まで出席できるようにしたこと、追加した点としては希望者へ修了証及び卒業証書の別室・別日で授与を行うこと、修了式及び卒業式に不参加の場合も欠席の扱いとならないこと、始業式及び入学式を 4 月 6 日月曜日に行うことなどです。

次に 4 の「3 月 24 日時点の状況」ですが、児童・生徒の最終登校日となる明日 3 月 25 日に、4 月 6 日からの授業等の再開に関する情報を記した通知を学校から家庭に配布するため、当面の対応として必要となる事項を決定しました。

内容は、お子様の健康管理へのお願い、学校行事は実施内容や場所・時期を工夫して実施すること、校外学習は電車やバスを利用しない範囲で行うことなどです。

なお、神奈川県では、文部科学省からの本日 3 月 24 日付けの通知内容を踏まえた県としての方針を本日中に市町村に通知するとの連絡が来ていますが、市としての当面の対応は文部科学省の通知に沿った内容であり、県からの通知を待たずに各学校に通知したところでございます。

以上で説明を終わります。

文化部副部長…それでは私から、文化部の対応について御説明申し上げます。

資料 2 を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応として、3 月 11 日に小田原

市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、市主催のイベントや市有施設の運営等について、方針が決定されました。

内容としましては、市主催のイベント等については、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するとともに、不要不急のイベントについては、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討すること。

市有施設の使用については、使用者に使用の抑制を要請するとともに、公用での使用も最小限度に控えること。

対応期間は令和2年3月31日まででございます。

この方針を受けまして、市内の文化・社会教育施設や市主催のイベントについて、資料2の1ページ、裏面の2ページにございますとおり休館や中止等の対応をいたしました。

なお、4月以降の対応につきましては、様々な動向を踏まえ、判断してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(5) 報告事項(2) 史跡小田原城跡住吉橋の被害状況について (文化財課)
文化財課長…それでは、私から御説明申し上げます。

お手元の資料3及び2枚目以降の位置図と写真を併せて御覧ください。

1の概要につきまして、住吉橋は、江戸時代の正規登城ルートに架かる木造橋で、平成2年3月に、同史跡の価値を顕在化するため、国・県の指導や補助を受けながら復元いたしました。その後、老朽化に伴い、平成30年3月に新たに架け替えたものでございます。

今回、この住吉橋に添付の写真のとおり、欄干の親柱に飾り付けられております擬宝珠から橋の床板にかけて、油を撒かれてしまったものでございます。

2の「経緯」につきまして、3月11日水曜日の朝方に付着物があることに気づきましたが、前日からの降雨のため橋全体が濡れていたことから、このときは経過観察とし、改めて13日の金曜日の午前中に現場確認を行ったところ、付着物が油であることを認識いたしました。このことから、理事者等への報告はもちろんのこと、報道機関や市議会議員、本市文化財保護委員会、史跡小田原城跡調査整備委員会の各委員の皆様などに情報提供するとともに、小田原警察署に通報いたしまして、同日の夜半に現場にて立合い・確認いただき、翌週の16日月曜日に被害届を提出いたしました。

また、同じく16日の月曜日には、住吉橋を施工した芹澤毅工務店に、18日の水曜日には、東京文化財研究所による現場確認を実施いたしました。

3の「今後の対応」につきまして、小田原警察署の指導に基づき告訴状を、また、文化庁には、県文化遺産課を通じて毀損届を提出する予定のほか、復旧につきましては専門家と協議のうえ、最適な方法を検討してまいりたいと考えております。

また、再発防止といたしまして、既に夜間巡回を強化したほか、現在未設置の防犯カメラや人感センサーライトの設置等を検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

(質疑)

吉田委員…防犯カメラや人感センサーライトの設置する範囲や、夜間の巡回の範囲を教えてください。

文化財課長…まず、夜間の巡回ですが、こちらは経済部の小田原城総管理事務所が管理しておりますが、警備員が夜間について日に1回から2回にかけて、ほぼお城の全域を周っていると聞いております。警備会社に事情を説明し意識を高めるとともに立ち寄る回数を増やしたところでございます。なお、警備員が定時の開閉時に加え夜間の巡回時にも監視を行っているところです。

栢沼教育長…城郭を持っている他市などの防犯カメラの設置はどのような状況でしょうか。どこも付いているとか、付いていないとか、分かる範囲で教えてください。

文化財課長…現時点で他市の状況がどのようなになっているのかは確認しておりませんので、今後の課題にしていきたいと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

栢沼教育長…以上で文化財課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化財課職員 退席)

(6) 日程第1 議案第13号 小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、私から御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、資料の1ページを御覧ください。

こちらの表の上段、最下段のところに「展示用照明設備」という機具がございます。こちらにつきましては、昭和56年に、生涯学習センター開館とあわせまして購入した、ホールにあります照明設備でございますが、平成28年に耐震工事を行いまして、その際ホールはLED化をしました。従いまして、その後の使用

がなかった機材でございます。通常、貸出用として設置しておりますが、実質、老朽化もし、利用外ということで、今回この設備を、廃棄をいたしました。それに伴い、この規則から、この設備につきまして削除するものでございます。説明は以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 日程第2 議案第14号 小田原市社会教育指導員規則を廃止する規則について

(生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、御説明申し上げます。

会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、社会教育指導員の職を、現在の非常勤特別職嘱託員から、会計年度任用職員に変更することとなります。

そして、新たに社会教育指導員設置要綱を制定するため、小田原市社会教育指導員規則を廃止するものでございます。

この施行年月日は令和2年4月1日を予定しております。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第3 議案第19号 社会教育主事の任命について

(教育総務課)

教育総務課長…それでは御説明させていただきます。

議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

生涯学習課生涯学習係長八田善幸及び、生涯学習課主査脇賢裕につきましては、社会教育関係職に従事した期間が1年以上となるため、社会教育法第9条の4第3号に該当し、社会教育主事となる資格を有しますので、令和2年4月1日付けで社会教育主事に任命するものでございます。

なお、表下段の石井淳子につきましては、平成31年4月1日付けで社会教育主事に任命いたしましたが、人事異動により、令和2年3月31日付けで社会教育主事を解任するものでございます。

説明は以上でございます。

(質疑)

吉田委員…1名解任して2名任命するというのは、何か理由があるのでしょうか。

生涯学習課長…今回の２名につきまして、生涯学習係長の八田につきましては、昨年すでに生涯学習課に配属されております。本来、そこで任命する必要があったのですが、１年遅れて今回任命することになります。主査の脇につきましては、この４月１日付けで生涯学習課に異動してくることになりましたが、本人が既にこの資格要件を満たしておりますので、任命するものです。１名につきましては、人事異動に伴い、生涯学習課から離れるため解任となります。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

栢沼教育長…以上で文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部職員 退席)

(９) 日程第４ 報告第２号 事務の臨時代理の報告(令和２年３月補正予算(追加議案))
について (学校安全課)

教育部副部長…それでは、私から御説明申し上げます。

市議会３月定例会に係る補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第３条に基づき、教育長が臨時に代理し、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

細部について御説明しますので、資料１ページ「令和２年３月補正予算(その２) 概要」を御覧ください。

この度の補正予算ですが、学校施設の改修に係る国庫補助金の内定が２月１３日に、また、学校のＩＣＴ環境整備に係る国庫補助金の内定が３月５日にあったことから、事業費を計上したものです。

上段の歳入については関連する歳出で御説明します。

資料の中段、歳出の欄１段目及び２段目の(項)教育総務費(目)事務局費のＩＣＴ教育推進事業ですが、文部科学省のＧＩＧＡスクール構想の実現等を受け、国庫補助金及び市債を財源に、校内通信ネットワーク整備に係る経費を計上したものです。また、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うため、助言を依頼するアドバイザーに係る謝礼を計上いたしました。

３段目の(項)小学校費(目)学校管理費の学校施設維持・管理事業ですが、国庫補助金及び市債を財源に、芦子小学校、町田小学校、片浦小学校、曾我小学校及び前羽小学校の計５校の特別教室の空調設備設置工事に係る経費を計上したものでございます。

続きまして、資料の下段、繰越明許費補正の欄を御覧ください。

ただ今御説明いたしました I C T 推進事業及び学校施設改修事業につきましては、いずれも年度内の完了が見込めないことから、全額を繰り越すものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(10) 日程第 5 議案第 15 号 小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、2 ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに「改正理由」ですが、地方公務員法が一部改正され、臨時的任用が常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に限定されることに伴い、本市教育委員会における職員の職名についてこれに応じた措置を講ずるため改正するものです。

次に「内容」でございますが、臨時の事務又は技術的業務に係る職名を廃止するとともに、その他規定を整備するものです。

規則の施行は地方公務員法の改正にあわせ、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入されますが、その改正に伴う一連の改正の一つでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第 6 議案第 16 号 小田原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

教育総務課長…それでは御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、3 ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに「改正理由」ですが、教育委員会会議の傍聴券の運用等の見直しに伴う所要の整備を行うため改正するものでございます。改正後の運用は、市議会の傍聴に準じた形といたします。

次に「内容」でございますが、1 の「傍聴手続の整備」については、傍聴券は会場入り口で先着順に交付すること、傍聴券は退場時に返還することなどの規定を整備するものでございます。

2 の「禁止行為の追加」については、会議を傍聴する者の携帯電話、パソコン等の情報通信機器の使用を禁止するものでございます。

3の「様式の変更」については、傍聴券の交付を受けた当日限り有効であることを明示するほか、裏面に傍聴時の注意事項を記載することといたします。
規則の施行は令和2年4月1日を予定しております。
以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑)

栢沼教育長…教育委員会定例会と、市議会などの傍聴に関する内容との関連は、どのようになっているのでしょうか。

教育総務課長…この規則は教育委員会定例会、臨時会、協議会などに対して適用されるものでございます。これまで傍聴券については、開催日の都度、日付を入れて作成しており、そういった事務が煩雑であることや、この規則はだいぶ改正をせずにきてしまったもので、情報機器の利用に関する禁止規定が整備されていなかったことがございましたので、市議会傍聴規則にあわせるような形で改正させていただくものです。

吉田委員…傍聴に関して先着順となっていますが、何人以内というのはあるのでしょうか。

教育総務課長…傍聴規則では、定員は10名で、教育長が特に必要と認める場合はこの限りではないと規定していますが、会議会場のキャパシティに応じてということになりますので、できるだけ公開したいということから可能な限り大きな会場を用意して、御希望の方は全員入っていただくことを基本としております。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(12) 日程第7 議案第17号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第8 議案第18号 小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、御説明いたします。

はじめに、議案第17号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」から御説明いたします。議案書をおめくりいただき、2ページの議案説明資料を御覧ください。

改正理由につきましては、おだわら子ども若者教育支援センターの新設に伴い、教育指導課相談係の名称を変更するため改正するものです。

内容につきましては、教育指導課の相談係の名称を教育相談係に変更いたします。子ども青少年関係の相談ですとか、色々な相談機能が集まってまいりますので、教育の相談ということで、教育相談係とさせていただくものでございます。

次に、議案第 18 号「小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」につきましては、ただ今の教育指導課相談係の名称変更に伴い、教育指導課教育相談係の発送文書に付する略字記号を「教指相」と定めることとするものでございます。

いずれの規則も令和 2 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で議案第 17 号及び議案第 18 号の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(12) その他 令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について（教育総務課）
教育総務課長…それでは御説明いたします。

本日は、令和元年度として最後の教育委員会定例会となりました。案件に余裕がありましたので、点検・評価の報告をさせていただきたいと思います。12 月以来 3 ヶ月ぶりとなり、この間に進捗し、完了とした事業を中心に御説明いたします。それでは、資料 4「令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について」の 2 ページを御覧ください。

はじめに、食育啓発事業の 2「弁当の日の取組が成果として表れているか検証が必要」との御意見について、でございます。

今年度実施した「弁当の日」の取組調査を集計したところ、記載にあるような感想をもつ児童生徒や、意欲の高まりを見せた児童や生徒がいたことを確認できたことから、弁当づくりを通して食に対する関心を高めることができたと考えられ、成果につながったといえることから、進捗を完了としました。

次に、3 の「弁当の日の実施校と回数が増えるように模索してほしい」との御意見について、でございます。

「弁当の日」に取り組んでいる学校は、小学校は 1 年に 1 回、中学校は 1 年に 2 回実施していますが、今年度の「弁当の日」の取組調査から、記載にあるように、「共働きで忙しくて時間が作れない」などの意見が寄せられました。

そのような中でも、「弁当の日」を実施していない小中学校においては、各校の実情に合わせながら弁当作りを実施しており、家庭の負担等も考えると、実施回数をこれ以上増やすことは難しいというところまで取り組んでいると考えまして、進捗状況を完了としました。

次に、3 ページになります。4 の「弁当に限らず、家庭の中で親と一緒に調理をすることでも作り手の気持ちを考えることになるという視点から、啓発事業としてできると思う」との御意見について、でございます。

「食に関する指導」で使用しているワークシートの教材があり、家庭での実践状況を保護者に記載してもらい、学校にフィードバックするような取組をしている

学校もあることから、これを家庭の中で一緒に調理をする機会や、作り手の気持ちを考える機会が増える一つの方法になると考えまして、進捗状況を完了としています。なお、各校の実情によりこの手法で実施していない学校もありますので、このような取組もあるということを紹介してまいりたいと考えております。

次に、6の「食に関する指導」でございます。中学生は特に大事な時期であるので、しっかりと講習をしてほしい」との御意見について、でございます。

中学校では、家庭科などの専科教員による教科と連携した「食に関する指導」が行われていることに加え、学校の依頼により共同調理場の学校栄養職員が学校に出向き授業を行う場合もありますが、各校では、限られた授業時間数の中で実情に応じた形で実施しており、現状としてできる限りの講習を行っておりますので、このことから進捗状況を完了としました。

しかしながら、今後も学校栄養職員による授業を各校に周知するとともに内容の充実を図り、「食に関する指導」の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、5ページを御覧ください。下段の家庭学習の推進については、いくつかある御意見について一括して説明をさせていただきますが、1～6までのそれぞれの御意見について、記載のとおり対応しまして、進捗を完了としました。

なお、おだわらっ子ドリルは、本来であれば令和2年度から公開をする予定で進めておりましたが、今回、突然の学校休業という状況に応じ、前倒しという形で公開をすることとしました。

教育研究所のホームページにも公開をしておりますが、公開後、アクセス数が通常の3倍近くまで急増しております。今般の状況もあって保護者等の関心の高さを窺えるものと捉えております。また、新聞でも紹介されたということがございまして、近隣の町から活用させてもらってもよいかという問合せを受けたところでございます。すでに委員の皆様にもドリルを御覧いただいていると思いますが、国語・算数の2科目について、それぞれ1年生から6年生まででありまして、本日全てを御用意するには量が多いため、参考として一部を抜粋し、お配りしましたので御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

(質疑)

栢沼教育長…おだわらっ子ドリルはホームページにも掲載されていますが、学校休業中に開設している放課後児童クラブへの提供や紹介はしたのでしょうか。

教育総務課長…教育指導課で相当数印刷してもらい、各クラブへ配布させていただいております。使用状況については、この状況の中クラブへ問い合わせができておりませんので、今後、指導員から話を聞きまして、教育指導課へフィードバックしてまいりたいと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

8 教育長閉会宣言

令和2年4月28日

教 育 長

署名委員（和田委員）

署名委員（森本委員）